

## 愛知県からのお知らせ

### 「愛知県まん延防止等重点措置」の措置区域の見直しに伴う「愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】(8/8～8/31 実施分)」の実施概要について

愛知県は、「愛知県まん延防止等重点措置」の措置区域の見直しに伴い、8月8日(日)から8月31日(火)までを対象期間とする「愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】(8/8～8/31 実施分)」を以下のとおり変更して交付しますので、お知らせします。

#### 1 対象区域の変更

8月21日(土)から、措置区域を以下のとおり変更します。

対象期間	2021年 8月8日(日)から 8月20日(金)まで	2021年 8月21日(土)から 8月31日(火)まで
措置区域	名古屋市始め <u>12</u> 市町村  名古屋市、春日井市、江南市、大府市、尾張旭市、日進市、清須市、あま市、長久手市、東郷町、大治町、 <u>飛島村</u>	名古屋市始め <u>39</u> 市町  名古屋市、 <u>岡崎市</u> 、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、 <u>津島市</u> 、刈谷市、 <u>豊田市</u> 、蒲郡市、 <u>犬山市</u> 、 <u>常滑市</u> 、江南市、小牧市、 <u>稲沢市</u> 、 <u>東海市</u> 、大府市、 <u>知立市</u> 、尾張旭市、 <u>高浜市</u> 、 <u>岩倉市</u> 、 <u>豊明市</u> 、日進市、 <u>愛西市</u> 、清須市、 <u>北名古屋市</u> 、あま市、長久手市、東郷町、 <u>豊山町</u> 、 <u>大口町</u> 、 <u>扶桑町</u> 、大治町、 <u>蟹江町</u> 、 <u>阿久比町</u> 、 <u>南知多町</u> 、 <u>美浜町</u> 、 <u>武豊町</u> 、 <u>東栄町</u>
措置区域以外	上記以外の <u>42</u> 市町村	上記以外の <u>15</u> 市町村

#### 2 要請内容・交付額等

新たに措置区域となる岡崎市始め28市町、措置区域以外へ移行する飛島村においては、8月21日(土)から営業時間短縮要請等の内容及び要請に応じた際の協力金の交付額が変更になります。

対象エリア	措置区域	措置区域外の愛知県内
対象事業者	対象エリア内の営業時間短縮要請を受けた飲食店等を運営する事業者(大企業も含む) ※飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要	
営業時間の短縮	午前5時～午後8時	午前5時～午後9時

酒類の提供	禁止	「一定の要件」※1 を満たした場合に限り可 (午後9時に閉店できるよう、余裕をもってストップ)
主な要件	○業種別ガイドラインを遵守 ○県の「ニューあいちスタンダード(あいスタ)」※2 の認証を受け、認証ステッカーを掲示 又は 県の「安全・安心宣言施設」に登録し、PRステッカーとポスターを掲示 ○カラオケ設備の利用自粛※3 (カラオケボックスを除く)	
交付額 (1店舗1日あたり)	○中小企業※4 売上高に応じて3~10万円 ○大企業 売上高減少額の4割 (最大20万円)	○中小企業※4 売上高に応じて2.5~7.5万円 ○大企業 売上高減少額の4割 (最大20万円※5)

※1 「一定の要件」とは、以下の5項目の対策を全て実施すること

- (1) アクリル板等(パーティション)の設置又は座席の間隔の確保
- (2) 手指消毒の徹底
- (3) 食事中以外のマスク着用の推奨
- (4) 換気の徹底
- (5) 入店制限(同一グループの入店は、原則4人以内)

※2 今後、飲食店の協力金支給申請には「あいスタ認証」を受けていることが必須となる予定です。(10月を目途)

既に「安全・安心宣言施設」に登録した飲食店も、新たに「あいスタ認証」を受ける必要があります。

※3 営業時間内における全面的なカラオケ設備の利用自粛(カラオケ設備の利用時間を短縮した場合は対象外)

※4 大企業と同様、売上高減少額の4割(最大20万円)を選択することも可能

※5 20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額

### 3 申請受付の方法・期間

申請方法・期間については、現在調整中です。決定次第、愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト等でお知らせします。

### 4 申請に必要な書類(予定)

- (1) 申請書
- (2) 誓約書
- (3) 営業活動を行っていることが分かる書類
  - ・飲食店営業許可書(証)又は喫茶店営業許可書(証)の写し
  - ・店舗の内観・外観の写真
- (4) 営業時間短縮等の状況が分かる書類
  - ・営業時間短縮、カラオケ設備の利用自粛等を知らせるホームページの画面の写し、貼紙やチラシの写真
- (5) 総売上高・店舗別飲食事業売上高が分かる書類

- ・ 確定申告書の写し
  - ・ 売上帳等の帳簿の写し（店舗ごとの飲食事業の月別売上高が分かるもの）
- (6) 本人確認書類
- ・ 運転免許証、健康保険証、その他公的機関が発行した証明書等の写し
- (7) 振込先口座が分かる書類
- (8) 「対策項目チェックリスト」の写し（措置区域外で酒類の提供を行う場合）

## 5 問合せ先

営業時間短縮要請、「愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】(8/8～8/31実施分)」等については、県民相談総合窓口（コールセンター）までお問合せください。

電話番号：052-954-7453

開設時間：午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を含む毎日）

### [参考情報]

○飲食店を県が認証する制度「ニューあいちスタンダード」については、以下のWebサイトを御覧ください。

<https://newaista-ninsho.jp/>

【あいスタ認証コールセンター 052-977-3655 (10時～17時、土日祝含む)】

○新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む「安全・安心宣言施設」（PRステッカー・ポスターの取得方法等）については、以下のWebサイトを御覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/anshinpr2.html>

○業種別のガイドラインについては、以下の内閣府Webサイトを御覧ください。

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

**「愛知県まん延防止等重点措置」の措置区域の見直しに伴う「愛知県感染防止対策協力金【大規模施設等営業時間短縮要請枠】(8/8～8/31実施分)」の実施概要について**

愛知県は、「愛知県まん延防止等重点措置」の措置区域の見直しに伴い、8月8日(日)から8月31日(火)までを対象期間とする「愛知県感染防止対策協力金【大規模施設等営業時間短縮要請枠】(8/8～8/31実施分)」を以下のとおり変更して交付しますので、お知らせします。

**1 対象区域の変更**

8月21日(土)から、措置区域を以下のとおり変更します。

対象期間	2021年 8月8日(日)から 8月20日(金)まで	2021年 8月21日(土)から 8月31日(火)まで
措置区域	名古屋市始め <u>12</u> 市町村  名古屋市、春日井市、江南市、大府市、尾張旭市、日進市、清須市、あま市、長久手市、東郷町、大治町、 <u>飛島村</u>	名古屋市始め <u>39</u> 市町  名古屋市、岡崎市、 <u>一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、刈谷市、豊田市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、<u>知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、阿久比町、南知多町、美浜町、武豊町、東栄町</u></u>
措置区域以外	上記以外の <u>42</u> 市町村	上記以外の <u>15</u> 市町村

**2 対象事業者・交付額等**

措置区域内に所在する大規模施設とそのテナント等が本協力金の交付対象の施設となります。

そのため、措置区域以外へ移行する飛島村においては8月20日(金)まで、新たに措置区域となる岡崎市始め28市町においては8月21日(土)から、本協力金の対象となります。

	大規模施設	テナント・出店者
対象事業者	特措法第24条第9項に基づく営業時間短縮要請を行った1,000㎡超の施設を運営する事業者	左記施設の一部を賃借等することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に事業を営む事業者等 ※飲食店等の協力金の交付者は除く

交付額	自己利用部分面積 <sup>(1)</sup> 1,000 m <sup>2</sup> 毎に20万円／日に「短縮した時間／本来の営業時間」を乗じた額  ※テナント数等に応じた追加支給等 <sup>(2)(3)</sup> あり	店舗等面積 100 m <sup>2</sup> 毎に2万円／日に「短縮した時間／本来の営業時間」を乗じた額
-----	--	--

## <注釈>

### (1) 自己利用部分面積

大規模施設の運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供し、休業又は営業時間短縮を行っている部分の面積で、以下のものを除く面積。

- ・テナントや生活必需品の販売等を行う店舗等
- ・サービス等の提供を直接的に行っていない部分（階段、エスカレーター、エレベーター、連絡通路、休憩室、トイレ、駐車場、事務室等を除く部分（大規模小売店舗立地法の店舗面積の考え方による））

### (2) テナント数に応じた追加支給

テナント等が10店舗以上存在する大規模施設は、以下の追加支給あり。

テナント等の数×2千円／日×「短縮した時間／本来の営業時間」

### (3) 映画館の場合の追加支給

大規模施設である映画館の映画館運営事業者又は映画配給会社は、以下の追加支給あり。

常設のスクリーンの数×2万円×「時短により上映できなかった映画の回数／時短がなければ上映する予定であった映画の回数」

## 2 申請受付の方法・期間

申請手続きについては、現在調整中です。決定次第、愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト等でお知らせします。

## 3 問合せ先

営業時間短縮要請、「愛知県感染防止対策協力金【大規模施設等営業時間短縮要請枠】(8/8～8/31 実施分)」等については、県民相談総合窓口（コールセンター）までお問合せください。

電話番号：052-954-7453

開設時間：午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を含む毎日）